

## ネットワーク及びインターネット利用に関する校内規程

平田村立小平小学校

### 1 目的

この規程は、『福島県教育委員会教育情報セキュリティポリシー』に基づき、本校のネットワーク運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 利用の基本

利用者としての自覚と責任をもち、生徒及び関係者の個人情報の保護に努めるとともに、平田村個人情報保護条例をはじめとする関係法令、規則及び要領等を遵守する。

また、児童の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、国際理解教育の推進、総合的な学習の推進等、教育課題の推進等に寄与するよう努める。

### 3 管理と運用

- (1) 本校の適正なネットワーク利用を促進するため、実務・技術面を司る運用主任(教頭)を定める。ただし、ネットワーク利用における利用責任者は校長とする。
- (2) 利用責任者は、概ね次の業務を行う。
  - ア 利用者の個人情報の取扱いに係る管理
  - イ 利用者がネットワークやクラウドサービスを利用するための管理
  - ウ 教員及び児童使用タブレットの取扱いに係る管理
  - エ ネットワーク利用に係る運用主任の任命
  - オ 利用者が4以下の項目に違反する利用行為をした場合における教職員に対する注意、指導及び、運用主任へのアカウント停止依頼
- (3) 運用主任は、概ね次の業務を行う。
  - ア ネットワーク利用規定の周知徹底
  - イ 利用状況の把握、及び確認
  - ウ 利用者のアカウント設定及び管理
  - エ タブレット利用者のアカウント管理
- (4) ネットワーク利用に際し、個人情報の漏洩、不正な利用等、問題が発生した場合、速やかに運用主任へ報告する。また、必要がある場合には、校長は平田村教育委員会へ報告する。

### 4 セキュリティ及び利用の制限

- (1) 利用に当たっては、個人情報及びデータ等の保護に努める。また、次に掲げる内容の行為は、いかなる場合でも校内ネットワーク及びインターネット、クラウドサービス上で行ってはならない。
  - ア 福島県個人情報保護条例に反する行為や業務上知り得た秘密を取り扱う行為
  - イ 誹謗中傷する行為、基本的人権、プライバシー権、著作権等第三者の権利を侵害する行為
  - ウ 犯罪行為につながる行為やわいせつ、暴力的な表現など公序良俗に反する行為
  - エ 政治活動、選挙活動、宗教活動を目的とする行為や営利を目的とする行為
  - オ その他、教職員として不適切な行為
- (2) ウイルス等の被害を防止するため、最新のウイルス対応ソフトをインストールし、ウイルス検査を定期的に実施する。

## 5 校内ネットワーク利用上の注意

- (1) 個人情報（児童の名前、写真も含む。以下同）などの守秘性の高いデータは、教師用PCやグーグルドライブには保存せず、教師用サーバー内に保存し校外へは持ち出さない。
- (2) 私物のコンピュータやフラッシュメモリなど、データを大量に持ち運びできる媒体は、校内への持ち込み、使用を禁止とする。
- (3) 校内にあるコンピュータを外部へ持ち出すことを禁止する。ただし、公用の出張で使用する等の場合は、管理職の許可を得て持ち出すこととする。
- (4) 校内にあるコンピュータにインストールできるソフトは、平田村教育委員会や学校で正式に購入した物のみとする。

## 6 インターネット利用上の注意

- (1) インターネットを利用して入手したデータや情報については、適正な利用に努めるとともに、教育以外の目的に利用しない。
- (2) インターネット上のデータを利用する場合には、著作権及び肖像権に留意する。

## 7 メール

- (1) 校長宛のメールの管理と対応については、校長が行う。
- (2) 教頭宛のメールの管理と対応については、教頭が行う。
- (3) 学校宛のメールの管理と対応については、教頭または主査が行うこととし、関係者へ伝達する。
- (4) 教職員等のメールの管理と対応については、各個人が行う。

## 8 ホームページ

- (1) ホームページ公開の目的は、次のとおりとする。
  - ア 生徒の学習活動やその成果を公開する。
  - イ 学校の紹介等を広く公開する。
  - ウ 本校の教育活動やお知らせを保護者や地域に知らせるために活用する。
- (2) ホームページ上にデータを公開する場合は、次のように行う。
  - ア ホームページ上に公開したいデータがある教職員は、発議をして決裁を受ける。
  - イ 決裁を受けしだい、学校ホームページ上で自分のIDでログインし、データを入力する。（この段階では公開されない。）
  - ウ データが記入され、「一時保存」のボタンを押し、利用責任者へ報告する。
  - エ 利用責任者が、実際に公開される形を確認し、「決定」ボタンを押すとホームページ上に公開される。
- (3) ホームページの管理は次の各項に定める。
  - ア 児童に関する掲載情報について、本人又は保護者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに要請に対応した措置を講ずる。
  - イ 第三者の著作にかかわる情報について、当該著作者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに要請に対応した措置を講ずる。
  - ウ 閲覧者等から掲載情報の内容について指摘を受けた場合には、校長及び職員会議で協議した後、適切な措置を講ずる。

## 9 リンク

- (1) 学校のホームページから他のページへのリンクは、教育的効果を十分配慮した上で設定するものとする。不適切な情報等が含まれると判断されたページへのリンクは設定しない。
- (2) 学校のホームページに掲載する作品、登録データ等の原著作物についてのデータはその著作権を明記する。児童作品については、原著作者である児童本人に帰属し、その他のデータは学校に帰属する。

## 10 個人情報

個人情報をインターネットを利用して発信する場合には、本人の同意（取り扱う内容及び本人の状況によっては保護者の同意）に基づいて発信する。その際、インターネットによる発信の意義とともに発信にかかわる危険について、周知を図る。

個人情報の発信に当たっては、インターネットの教育活用の目的を達成するために必要不可欠であると校長が認める場合に限る。

インターネットで発信する児童の個人情報の範囲は、次の各項に定めるものとする。

### (1) 氏名

原則として児童氏名は掲載しない。

### (2) 肖像（写真等）

児童の写真については、顔などを小さくし、また、画質を小さくし、個人が特定できないように配慮する。ただし、年度始めに保護者に承諾書を取り、教育上の必要に応じて、個人写真を扱うことができるものとする。

### (3) 意見・主張等

児童の意見、考え、主張等については、教育上の効果が認められる場合において扱うことができるものとする。

### (4) 生活に関する情報

国籍、思想・信条に関する情報及び住所、電話番号、生年月日は、発信しない。

## 11 教職員による指導の徹底

教職員は、著作権、知的所有権に配慮し、児童にネットワーク社会での基本的マナーや情報モラルの会得を図り、SNS等の適切な利用や教育上不適切な情報の取扱い方の指導を行う。

## 12 利用規程の見直しについて

- (1) 学校教育におけるネットワーク利用の進展、社会情勢の変化や技術環境の変化に対応することができるように校内における十分な検討を経て、校内規程を常に見直す。
- (2) コンピュータやインターネットで使われている技術は、進歩・変化が激しいため、最新の情勢に常に注意を払い、対応を行うこととする。
- (3) 本規定を Web ページ上で表示する。

参照 URL 福島県教育委員会教育情報セキュリティポリシー

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11045a/security.html>

令和6年4月1日施行